

第5回 あおい経営力向上セミナー 開催報告

平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からのマイナンバー利用開始まで、期限が迫ってきました。今回の研修では、マイナンバー制度の概要と貴社で何を準備すべきかをテーマにセミナーを開催致しました。マイナンバー交付からすぐに対応が必要なものもありますので、しっかりと準備していきましょう！

開催日時：平成27年7月14日（火）18：30～20：45

開催会場：焼津市文化会館

セミナープログラム

第一部 『マイナンバー制度と実務対応』 講師：あおい税理士法人 代表社員 森祐輔

第二部 『平成27年度 税制改正』 講師：あおい税理士法人 代表社員 多々良信彦

第1部 『マイナンバー制度と実務対応』

マイナンバー制度とは？

社会保障関係の手続

税務関係の手続

災害対策

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。例えば、確定申告書や給与支払報告書、年金の資格取得などの手続きにおいて、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になります。



貴社がすべきことは何か？

全体のスケジュールを把握し、準備を進めていきましょう。

平成27年9月まで
マイナンバー通知開始前まで

従業員等の住所確認 社内ルールの策定 従業員への教育

平成27年10月～12月
マイナンバー通知期間

社内設備の見直し チェックリストの作成 給与計算システムの対応

平成28年1月
マイナンバーの利用開始時

利用目的の説明 マイナンバーの収集 従業員の本人確認

平成28年1月以降随時
マイナンバーの利用開始以降

新規採用・結婚・出産 報酬等の支払先 随時チェック

第2部 『平成27年度 税制改正』

今年度の税制改正の目玉は成長志向に重点を置いた法人税改革にあります。課税の対象を拡げ、広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、成長志向型の法人課税に変化していきます！

< その他の改正のご紹介 >

所得拡大促進税制の要件が緩和されました。

生産性向上設備投資促進税制 期限が迫ってきています！

ふるさと納税がより身近になりました！



経営者の笑顔のために